

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	6,240円	「	9,360円	を に改める。」
		520円		780円	
		730円		800円	
		520円		570円	
		1,100円		1,650円	
		4,290円		6,430円	
		2,410円		3,610円	
		1,880円		2,820円	
		360円		540円	
		570円		850円	
		1,240円		1,860円	
		620円		930円	
		670円		1,000円	
		310円		460円	
		360円		540円	
		520円		780円	
	」		」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。